

特定非営利活動法人日本司法サービス推進協議会会員規約

第1章 総則

(目的)

第1条

1. 特定非営利活動法人日本司法サービス推進協議会（以下、「J S A」という。）は、J S Aの設立趣旨に賛同して入会の申込みをし、入会を承認された税理士、弁護士（以下、第4条記載の会員の種別を総称して「会員」という。）をもって構成されます。
2. J S Aは、J S Aの定款第3条（目的）に掲げる、広く一般市民に対して、司法サービスの普及促進のための諸活動をとおり、良質な司法サービスが受けられる社会の実現に寄与する目的の各種サービス（以下、「本サービス」という。）の実施のために、特定非営利活動法人日本司法サービス推進協議会会員規約（以下、「本規約」という。）を定めます。
3. 会員とJ S Aは、J S A活動の円滑な遂行のために、相互に高度の社会的職業的倫理と信頼関係を基調として活動することを確認します。

(規約の適用)

第2条

1. 本規約は、J S Aが提供する本サービスの利用に関して、会員とJ S Aとの間に適用されます。
2. 会員は、本規約を遵守するものとします。
3. 会員は、本サービスの提供を受ける際に、別途定められた利用規約がある場合は、併せて遵守するものとします。

(本規約の変更)

第3条

1. J S Aは、会員の承諾を得ることなく、本規約の内容を追加、変更、削除することができるものとします。本規約を変更するときは、本サービス上での掲載またはメールなど、その他J S Aが適当と判断する方法によって、事前に利用者に通知します。
2. 会員は、変更後の本規約を遵守するものとします。

第2章 会員の種別および基本会費、本サービス等の内容

(会員の種別および基本会費)

第4条

J S A会員の種別および基本会費は、次のとおりとします。なお、正会員および特別会員は、J S Aの特定非営利活動法人としての法律上の社員となり、同法人の総会での議決権を有することとなります。

1. 正会員

(1) 資格 弁護士または税理士を対象とし、本会員規約の趣旨を理解し、正会員に申込み、J S Aが正会員であることを認めた者。

(2) 基本会費 入会金 10,500円

月次会費 10,500円

(月額会費は、J S Aの判断により特別措置を設ける場合があり得る。)

2. 準会員

(1) 資格 弁護士は資格登録後3年以内のものとし、本会員規約の趣旨を理解し、準会員に申込み、J S Aが準会員であることを認めたもの。ただし、弁護士は弁護士資格登録後3年を超えた時点で、なお、司法研修所の修習生も準会員弁護士の登録をできるものとする。

(2) 基本会費 入会金0円 月次会費0円

(3) 弁護士および税理士の準会員細則を別途定めるものとする。

3. 賛助会員

(1) 資格 企業、団体および個人を対象とし、本会員規約の趣旨を理解し、賛助会員に申込み、JSAが賛助会員であることを認めた者。

(2) 基本会費 入会金 10,500円
月会費1口 31,500円(1口以上)

4. 特別会員

有識者または会務貢献のあった者を対象として、JSAが選任した者。

(参加組織)

第5条

1. JSAに登録された正会員は、以下の組織に参加することができます。

- (1) 中小企業支援研究会(税理士の正会員のみ)
- (2) 中小企業法務推進プロジェクト(弁護士の正会員のみ)

2. 前項記載の組織の業務細則は別途定めるものとします。

(本サービス)

第6条

1. 正会員は、次に記載するサービスを利用することができます。それぞれのサービスの料金は別途定めるものとします。

- (1) 中小企業法務支援サービス
- (2) 税務相談サービス
- (3) 定例会員交流会
- (4) 事業再生支援サービス
- (5) 会員Web「JSA Collaboration」
- (6) 特別セミナー
- (7) 協賛企業から提供されるオプションサービス

第3章 会員登録

(入会手続き)

第7条

1. JSAの入会申し込みは、所定の手続きをもってJSAに入会を申し込むものとし、JSAがその申し込みに応じた会員資格を認めたときに、会員となるものとします。

2. JSA入会申込書の提出をもって利用規約の同意を得たものとみなします。

3. JSAは、次に記載する場合に入会の申し込みに対して、会員として認めない場合があります。

- (1) 入会申込者が実在しないとき
- (2) 入会の申し込み時点で、本規約の違反により会員資格の停止処分か、または、過去に本規約の違反等で、解約処分を受けたことがあるとき。
- (3) 入会申込み者が届けている電話、FAX、メール、住所等の連絡先に連絡が取れないとき。
- (4) 入会申し込みの際の申告事項に虚偽またはこれに類する不正確な記載が含まれていると判明したとき。
- (5) JSAが、その自由な判断において、本会員規約上の会員としてふさわしいと判断しなかったとき。

4. JSAは、会員として認めた後であっても、同会員が前項にいずれかに該当することが判明した場合、JSAの会員資格を認める判断を取り消すことがあります。

(利用期間)

第8条

正会員の利用期間は、J S Aが正会員に対し会員資格の付与をした月の翌月から起算して1年とします。期間満了の1カ月前までに、書面による特段の意思表示がなされない限り、契約は自動継続するものとします。

(登録情報の変更)

第9条

1. 会員は、登録情報に変更が生じた場合には速やかにJ S Aに所定の方法で変更の届け出をするものとします。
2. J S Aは、変更内容を審査した結果、会員登録を取り消すことがあります。

(会員の自己責任)

第10条

1. 以下の各号に定める事項について会員が責任を負いJ S Aは一切責任を負いません。
 - (1) 会員が本サービスの適切な利用を逸脱したことにより、会員自身に生じた社会的、精神的および肉体的な損害。
 - (2) 会員が、本サービス上でなされた一切の行為ならびにその結果。
 - (3) 会員が、本サービスの利用によりJ S Aもしくは第三者との間で生じた紛争または会員がJ S Aもしくは第三者に対して与えた損害。
2. J S Aは、会員が本サービスの利用にあたってJ S Aに何らかの損害を与えた場合には、当該会員に対して損害賠償をすることがあります。

第4章 会費の支払い

(会費の計算)

第11条

1. J S Aの月会費は、会員資格の付与を通知した日に属する月の翌月から、会員が本サービスを退会する日に属する月までの間発生します。
2. 基本会費以外のセミナー等の参加費用は、都度請求いたします。

(会費の支払い)

第12条

1. 入会金および初月の月次会費は、J S A入会の承認を得てのち所定の口座に振込むものとします。
2. 月次会費は、翌月分を当月末日迄にお支払いいただきます。
3. 初回月以降の月会費および個別研修会等の利用料金の支払いは、J S A指定の自動振替システムで支払うものとします。

第5章 本サービスの変更、中止等

(本サービスの変更、中止等)

第13条

J S Aは、会員に事前の通告をすることなく、本サービスの内容の全部または一部の変更、停止または中止(終了)をすることができるものとします。

第6章 会員資格の停止、退会、禁止事項

(会員資格の停止)

第14条

1. J S Aは、会員が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、会員への事前の通知または催告を要することなく本サービスの利用を停止（会員契約を解除）することができるものとします。

- (1) 本サービスの運営を妨害した場合。
- (2) 会員による本サービスの利用に関し、他者からのJ S Aに対するクレーム等が行われかつJ S Aが必要と認めた場合。
- (3) 本サービスの会費等の債務の履行を遅滞し、または支払いを拒否した場合。
- (4) 電話、F A X、メール等による連絡がとれない場合。
- (5) 会員が法令等の違反により、刑事処分等を受けた場合。
- (6) 支払い停止または支払い不能になった場合。
- (7) 手形または小切手が不渡りとなった場合。
- (8) 差押え、仮押さえもしくは競売の申し立てがあったとき、または租税公課の滞納処分を受けた場合。
- (9) 破産、民事再生開始の申し立てがあったとき、または、信用状態に重大な不安が生じた場合。

(退会)

第15条

1. 会員が、本サービスの利用を終了する場合は、所定の方法によりJ S Aに退会の手続きをするものとし、J S Aが確認したことをもって会員が退会したものとします。
2. 本条による退会の場合は、当該時点で発生している会費等の支払いその他の債務を履行するものとします。
3. 会員の資格は、本人のみ有効とします。J S Aは、会員の死亡を知り得た時点をもって、前項の手続きがあったものとして取り扱います。

(禁止事項)

第16条

1. 会員は、J S Aの書面による承諾なしに、本規約上の地位、本規約に基づく権利もしくは義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡もしくは貸与し、引き受けさせ、または担保に供してはならないものとします。
2. 会員は、本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。
 - (1) J S Aもしくは他者の権利を侵害する行為または侵害するおそれのある行為。
 - (2) 他者を差別、誹謗中傷する行為又は他者の名誉もしくは信用を棄損する行為。
 - (3) 選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類似する行為。
 - (4) 宗教活動、団体への勧誘行為
 - (5) 営業活動、営利を目的とした利用またはその準備行為。
 - (6) 詐欺等の犯罪に結びつく行為または犯罪行為に関連する行為。
 - (7) わいせつ画像など他者に不快感を与える情報を送信または表示する行為。
 - (8) J S Aもしくは他者の設備など本サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為。
 - (9) 本人の同意を得ることなく、または、詐欺的な手段により他者の個人情報を収集する行為。
 - (10) 法令、本規約もしくは公序良俗に違反する行為、本サービスの運営を妨害する行為、J S Aの信用を毀損し、もしくはJ S Aの財産を侵害する行為、または他者もしくはJ S Aに不利益を与える行為。
 - (11) J S Aが書面で承認した場合を除き、他者に対して本サービスを再頒布、貸与または販売する行為。
 - (12) J S Aが不相当と判断する行為。

第7章 一般条項

(個人情報)

第17条

1. J S Aは、本サービスの提供に際し知り得た会員の個人情報を第三者に開示または、漏洩しないものとします。
2. 会員がJ S Aから退会した場合、J S Aは当該会員に関する個人情報を消去するものとします。

(J S Aによる譲渡)

第18条

J S Aは、会員に対して事前通知をもって、会員の特段の承諾をえることなく、本規約および各個別サービス規約上の地位を第三者に譲渡することができるものとし、本規約に規定する権利義務を第三者に譲渡し、または引き受けさせることができるものとします。

(J S Aの免責)

第19条

本サービスに関するJ S Aの利用者に対する責任は、利用者が支障なく本サービスを利用できるよう善良なる管理者の注意をもって本サービスを運用することに限ります。J S Aは、次に記載する各号に定める事項について、J S Aに故意または重大な過失がある場合を除き、いかなる責任も負わず、また、損害賠償義務も一切負いません。

(1) 本サービスの利用に起因し、またはこれに関連して発生した会員もしくはその他の第三者の損害および本サービスを利用できなかったことにより発生した会員またはその他の損害。

(2) 本規約の規定にしたがってJ S Aが行った行為の結果。

(3) 本サービスの内容が変更、停止または中止(終了)された場合、これに起因して生じた会員または第三者が被った被害。

(本規約違反等への対処)

第20条

1. J S Aは、会員が本規約に違反した場合もしくは会員による本サービスの利用に関し第三者からJ S Aにクレーム等がなされ、かつJ S Aがそのクレームに対する対応を必要と認めた場合、会員に対しその調査の協力を求めることができ、会員はこれに協力するものとします。また、その他の理由で必要とJ S Aが判断した場合は、当該会員に対し、以下のいずれかの措置を講ずることがあります。

(1) 本規約に違反する行為またはそのおそれのある行為を止めること、および同様の行為を繰り返さないことの要請。

(2) 第三者との間で、クレーム等の解消のための誠意を持った協議を行うことの要請

(3) その他、J S Aが必要と判断する措置。

2. J S Aは、本条第1項に定める措置を講ずることにつき何ら義務を負うものではなく、また、当措置に起因する結果につき一切責任を負いません。

(業務委託)

第21条

J S Aは、本サービスの提供に関して業務の全部または一部を、提携先に委託することができるものとします。

(準拠法と合意管轄)

第22条

1. 本規約に関する準拠法は日本法とします。

2. 会員とJSAとの間の、本規約に関する一切の紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

以上

平成24年5月23日作成

平成25年2月1日改定

平成25年12月4日改定

弁護士準会員細則

(目的)

第1条

当細則は、特定非営利活動法人日本司法サービス推進協議会会員規約の一部を構成し、準会員弁護士が利用できるサービス等を定めるものとします。

(サービス)

第2条

準会員弁護士は次に記載するサービスを利用することができます。それぞれのサービスの料金は別途定めるものとします。

- (1) 税務相談サービス。
- (2) 弁護士実務セミナー。
- (3) 特別セミナー。
- (4) 協賛企業から提供されるオプションサービス。
- (5) その他のサービス

(受託業務)

第3条

協賛企業から法律業務外の受託業務がある場合、準会員弁護士に業務を紹介することがあります。

以上

平成25年2月1日作成